

郡山市長時間勤務職員への医師による面接指導実施要領

平成 19 年 11 月 1 日制定
平成 22 年 4 月 1 日一部改正
平成 28 年 10 月 5 日一部改正
平成 31 年 4 月 1 日一部改正
令和 3 年 4 月 1 日一部改正
[総務部職員厚生課]

第 1 趣旨

この要領は、長時間の勤務により疲労が蓄積している職員の健康障害を防止するため、当該職員に対する医師による面接指導等の実施について必要な事項を定めるものとする。

第 2 面接指導を実施する職員

(1) 休憩時間を除き 1 週間当たり 38 時間 45 分を超えて勤務させた場合におけるその超えた時間（以下「時間外勤務時間」という。）が 1 月当たり 100 時間以上又は 2 月から 6 月までの平均で 80 時間を超えたもの

ただし、2 月から 6 月までの平均で 80 時間を超えた職員（時間外勤務時間が 1 月当たり 100 時間以上の職員を除く。）のうち、時間外勤務時間算定の期日前 1 月以内に面接指導を受けた職員その他これに類する職員であって、面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。

(2) 時間外勤務時間が 1 月当たり 80 時間を超え 100 時間未満の職員で、申出をしたもの
ただし、時間外勤務時間算定の期日前 1 月以内に面接指導を受けた職員その他これに類する職員であって、面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。

なお、時間外勤務時間が 1 月あたり 80 時間を超え 100 時間未満の職員に対し、時間外勤務時間に関する通知書（第 1 号様式）により情報提供をするとともに、面接指導を受けることを勧奨するものとする。

(3) 時間外勤務時間が 1 月当たり 45 時間を超えた職員で総括安全衛生管理者に申出をしたもの

(4) 時間外勤務時間が 1 月当たり 45 時間を超えた職員で総括安全衛生管理者が面接指導を必要と認めたもの

第 3 実施方法

1 面接指導を実施する職員の確認

1 月当たり 100 時間以上又は 2～6 月平均で 80 時間を超えた職員を人給システムより確認する。

2 職員の申出

面接指導実施対象者で面接指導を希望する職員は、面接指導申出書（第 2 号様式）を作成し、総括安全衛生管理者に提出するものとする。

3 面接指導を必要と認める職員の判定

総括安全衛生管理者は、第 2 の (4) に該当する職員について、面接指導の緊急性、当該月の時間外勤務時間及び過去の時間外勤務の実績並びに過去の健康診断結果等を総合的に判断し、面接指導の必要性を判定するものとする。

4 面接指導を実施する職員への通知

総括安全衛生管理者は、第3の1により確認した職員、第3の2により申出をした職員及び第3の3の判定により面接指導を必要と認めた職員に対し、所属長を經由して面接指導実施通知書（第3号様式）により面接指導の実施について通知するとともに、面接指導チェック票（第4号様式）の提出を依頼するものとする。

5 医師による面接指導の実施

- (1) 面接指導を実施する医師は、当該職員の勤務の状況、疲労の蓄積の状況及び心身の状況を確認し、当該職員に必要な保健指導、生活指導、受診指導等を行うものとする。
- (2) 医師は、面接指導の結果及び健康を保持するために必要な措置に関する意見について面接指導結果報告書（第5号様式）を作成し、総括安全衛生管理者に提出するものとする。
- (3) 総括安全衛生管理者は、面接指導の結果について所属長に報告するものとする。

6 面接指導結果の記録

総括安全衛生管理者は、面接指導結果報告書を5年間保存するものとする。

7 職員等に対する措置

総括安全衛生管理者は、面接指導結果報告書を勘案し、当該職員に対し適切な措置を講ずるものとする。なお、その必要があると認めるときは、人事担当と連携を図るものとする。

8 郡山市職員安全衛生委員会への報告

総括安全衛生管理者は、面接指導の結果に関し必要な事項を郡山市職員安全衛生委員会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。